

第4 屋内の少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準（条例第32条の3の2）

1 少量危険物貯蔵取扱所の構造（第1号）

構造規制を受ける範囲は、原則として少量危険物貯蔵取扱所の室内全体とする。したがって、天井のない室にあつては、屋根等も含むものとする。

ただし、保有空地例による場合にあつては、施設範囲及び保有空地内にある天井等及び床面のみ（当該施設から3m未満の距離にある壁等を含む。）を規制範囲とする。

配管等が壁を貫通する際、貫通部の周囲は不燃材等で埋め戻すよう指導する。◆

ただし、当該壁が不燃区画例により区画する壁の場合は、当該指導内容を義務とする。

2 防火戸（第2号）

少量危険物貯蔵取扱所の内外を隔てる隔壁等の開口部（換気等を行う上で必要最小限の換気口及び排気ダクト等を除く。）はすべて窓又は出入りに該当する。ただし、当該施設内を分割する内部の間仕切り壁に設けられた開口部は、窓枠等建具がないものに限り、窓又は出入り口として取り扱わない。なお、当該間仕切り壁に設けられた窓又は出入り口は、材質が不燃材（ガラスを用いる場合は網入りガラス）であることを条件に、条例35条の3を適用し、防火設備の設置を免除して差し支えない。

なお換気口には防火ダンパーを設置するよう指導する。◆

また、当該基準により、外壁には原則防火設備の設置されていない開口部（換気等を行う上で必要最小限の換気口及び排気ダクト等を除く。）は認められないこととなるが、ローリーへの充填施設等、どうしても開口部（換気等を行う上で必要最小限の換気口及び排気ダクト等を除く。）に防火設備の設置が困難である場合には、条例第32条の3第2項第1号及び第2号を満足することを条件に、条例第35条の3を適用し、防火設備の設置を免除して差し支えない。

3 危険物の浸透防止、傾斜、ためます（第3号）

(1) 「危険物が浸透しない構造」には、コンクリート、金属板等で造られたものがある。

(2) 「適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること」とは、次による。

ア 壁、せき、排水溝等と組み合わせて、漏れた危険物を容易に回収できるものである。

イ 漏れた危険物を施設内に貯留できる容量は第3.3(2)とする。◆

ウ 複数階にまたがる施設については、原則各階にためますを設置し、それぞれの階において上記イの量を確保する。◆

ただし、各階のためますから金属配管等を用いて、安全に漏えいした危険物を1階等に導けるのであれば、1階等において各階に確保すべき容量の最大容量を確保すればよい。◆

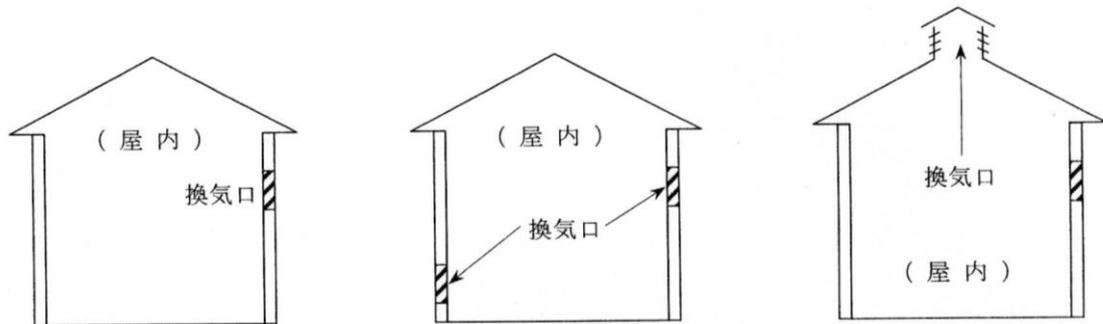
4 架台の構造（第4号）

第3.4による。

5 採光、照明及び換気設備（第5号）

「採光、照明」は、次による。

- (1) 照明設備が設置され、十分な照度を確保していれば、採光を設けないことができる。
- (2) 出入口又は窓等により十分に採光がとれ、危険物の取り扱いが昼間のみに行われる場合は、照明設備を設けないことができる。
- (3) 「換気設備」は、次による。



第4-1図 自然換気設備の例

なお、換気設備には、自然換気設備（給気口と排気口により構成されるもの等）、強制換気設備（給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの等）又は自動強制換気設備（給気口と自動強制排風機により構成されるもの等）がある。

- (4) 可燃性蒸気排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備を併設する必要はない。

6 可燃性蒸気排出設備（第6号）

- (1) 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」とは、引火点が40℃未満の物質、引火点以上の温度にある物質又は可燃性微粉を、大気にさらず状態で貯蔵又は取り扱っている（吹付け、充てん、投入作業等を含む。）ものをいう。
- (2) 可燃性蒸気排出設備については、次による。

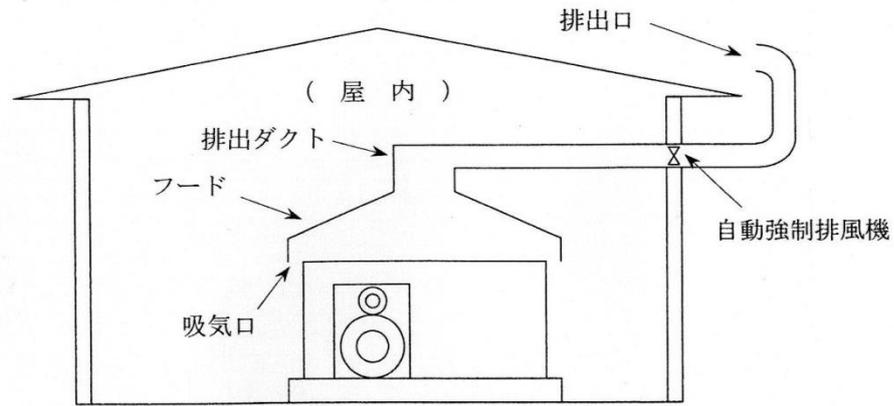
ア 「屋外の高所」とは、建築物の軒高以上又は地上4m以上の場所をいう。

なお当該排出する設備の排出口の先端の位置は、建築物の開口部から1m以上離すとともに、敷地境界線及び火気使用器具等から水平距離で1.5m以上離すよう指導すること。◆

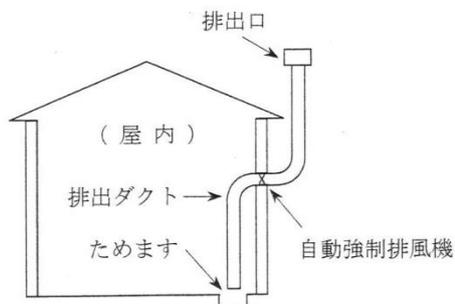
イ 排出する設備とは、自動強制排出設備（電動等で強制に排出する設備）又は強制排出設備（風力等で強制に排出する設備）をいい、次のa又はbの例により設ける（第4-2図～第4-6図参照）。

なお、できるだけ自動強制排出設備を設置するよう指導し、局所の排出設備にあつては、可燃性蒸気の発生量を有効に換気できる能力、室全体に対する排出設備にあつては、当該室内の空間容積を1時間に5回以上換気できる能力を有するものを指導すること。◆

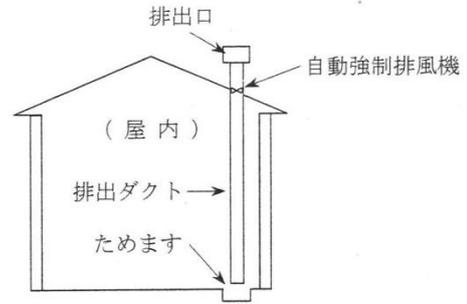
a 自動強制排出設備の例



第4-2図

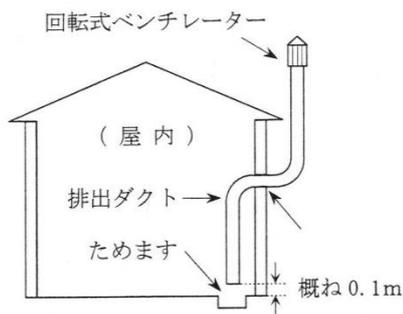


第4-3図

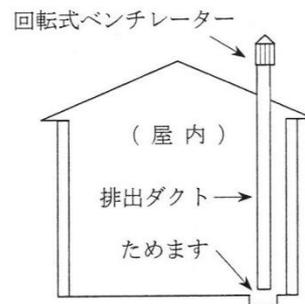


第4-4図

b 強制排出設備の例



第4-5図



第4-6図

7 屋上に設ける少量危険物貯蔵取扱所の特例

「屋内」の基準が適用されるが、下記の要件により、一部を特例で免除できる。

(1) 特例要件

ア 第1.1(3)により、その場所のみが少量危険物貯蔵取扱所となる。

イ 設備については、条例第32条の3第2項第2号を満足する。

ウ タンクについては、条例第 32 条の 4 第 2 項第 11 号を満足する。

(2) 特例内容

条例第 32 条の 3 の 2 第 1 号～ 3 号、第 5 号及び第 6 号の免除